

平成13年10月26日制定
平成15年 3月26日改訂
平成16年 9月28日改訂
平成17年 4月15日改訂
平成18年 2月23日改訂
平成20年 4月10日改訂
平成26年 7月 1日改訂
令和2年 7月 1日改訂
令和3年 7月 1日改訂
令和4年 9月 1日改訂

キュービクル式非常電源専用受電設備認定
キュービクル式高圧受電設備推奨

事務手続要領(抜粋)
(製造者用)

令和4年9月1日

【銘板交付フロー例】 (①：当月一回目，②：当月二回目，③：当月三回目の交付依頼
 期限を示し，銘板送付までのフロー例を示す)

		4月					5月					6月					7月					8月					9月					10月					11月					12月					1月					2月					3月								
		1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	5W									
製造者	銘板交付依頼	①	②	②	①		①	②	②	①	①	②	②	①	①	②	②	②	①	①	②	②	①	①	②	②	①	①	②	②	③	③	①	①	①			①	②	②	①	①	②	②	①	②	②	①	②	②	①	①	②	②	③	③									
支部	銘板交付受付	①		②			①		②			③	①		②		③	①		②		③	①		②		③	①		②		③	①		②		③			①		②		①		②		①		②		①		②		③									
本部	銘板交付	③	①		②			①		②		③	①		②		③	①		②		③	①		②		③	①		②		③	①		②		③	①					①		②		①		②		①		②		①		②		③						
支部	銘板送付	③	①		②		①	②		○		②	③	①	②		③	①	②		③	①	②		③	①	②		③	①	②		③	①		②		③	①			①	②		①	②		①	②		①	②		①	②		①	②		①	②		①	②	

目 次

0. 用語の定義	5
1. 新規参入する製造者の条件について	5
3. 品質管理検査票等で確認する事項について	5
5. 認定・推奨の支部審査の手続きについて	7
6. 認定・推奨の本部審査の手続きについて	9
7. 認定・推奨の再審査の手続き等について	9
8. 認定・推奨の年月日について	10
9. 認定・推奨の更新手続きについて	10
10. 形式認定・推奨の一部変更の手続きについて	11
11. 個別認定・推奨の申込みにおける留意事項について	12
12. 現場審査の省略の申請について	13
14. 銘板（認定・推奨）の交付等について	21
15. 長期間保管している銘板（認定・推奨）の取り扱いについて	21
16. 銘板（認定・推奨）の廃棄方法について	23
17. 出荷報告書について	24
19. 手数料について	24
22. 本社・製造工場の移転及び住居表示変更，社名の変更等の手続きについて	25
23. 社名の変更に伴う（認定書・推奨書）の再交付手続きについて	33
24. （認定・推奨）取得製造者の分社・継承等に伴う手続きについて	35

0. 用語の定義

- (1) 本部 : 日本電気協会の技術調査室でキュービクル業務を行う機関をいう。
- (2) 支部 : 日本電気協会の各支部でキュービクル業務を行う機関をいう。
- (3) 審査員 : キュービクル業務の認定及び推奨に係る審査を行う審査員要綱に基づき登録された者をいう。
- (4) 製造者 : キュービクルの製造者をいう。

1. 新規参入する製造者の条件について

新規参入する製造者は、次の条件を満たすこと。

- (1) キュービクルの製造実績があること。
- (2) 品質管理体制が確立していること。

3. 品質管理検査票等で確認する事項について

- (1) 品質管理検査票（別添1）の記載事項について

別添1に定める品質管理検査票の記載内容の詳細は、以下の通りとする。

- (a) 実施年月日

実施年月日を西暦で記載する。

- (b) 審査員

審査員の所属団体及び氏名を記載する。

- (c) 製造者側担当者

製造者の所属部署、役職及び氏名を記載する。

- (d) 敷地・建物面積

敷地及び建物面積は、小数点以下を四捨五入して整数で表す。

- (e) 会社設立年

会社設立年を西暦で記載する。

- (f) 従業員構成

①「本社」には本社の人数、「工場」にはキュービクルを製造する工場の人数を記載し、それ以外に従業員がある場合は、「その他：〇〇名」として記載する。

②従業員が本社と工場の両方に勤務している場合は、「本社・工場：〇〇名」と記載する。

③「会社全体」には、従業員構成欄の合計人数を記載する。

- (g) キュービクルの出荷状況（最近一年間程）

①認定・推奨品のキュービクルの出荷があった場合は、一般のキュービクルの出荷状況に続けて、（ ）で記載する。

②新規参入する製造者で、キュービクルの製造開始から品質管理検査の実施日までの期間が1年に満たない場合は、品質管理検査直前までの出荷実績を記載するとともに、出荷対象期間を（ ）で記載する。

(h) その他

①沿革

定期検査，新規参入及び工場移転の中から，該当するものを○で囲む。

なお，工場移転の場合は（ ）内に移転年月，移転前後の地区及び市町村名を記載する。但し，過去の工場移転の履歴については記載不要。

②所属団体

キュービクル関連の団体に所属している場合は，主な所属団体を記載する。

③その他

i) IS09001認証を取得している場合

IS09001の認証取得をしている旨の記載をし，登録日，改定日及び有効期限を西暦で記載する。

ii) (一社)日本配電制御システム工業会の優良工場認定を取得している場合

(一社)日本配電制御システム工業会の優良工場認定を取得している旨の記載をし，認定日，及び有効期限を西暦で記載する。

(2) 品質管理検査チェックリスト（別添2）の記載事項について

別添2に定める品質管理検査チェックリストの記載内容等の詳細は，以下の通りとする。

(a) 実施年月日

実施年月日を西暦で記載する。

(b) 審査員

審査員の所属団体及び氏名を記載する。

(c) 製造者側担当者

製造者の所属部署，役職及び氏名を記載する。

(d) チェック欄

①品質管理検査の一部省略

i) 定期検査又は工場移転の場合

IS09001の認証又は(一社)日本配電制御システム工業会の優良工場認定を取得している場合は，品質管理検査票（別添1）の備考2を適用し，品質管理検査の一部省略を行う。

なお，品質管理検査の省略を行った項目の合否欄には「/」を引き，備考に「省略」と記載する。

ii) 新規参入の場合

ISO9001の認証又は(一社)日本配電制御システム工業会の優良工場認定の取得の有無に関わらず、品質管理検査を全項目実施する。

② 4. 試験装置等の設置と管理

試験装置等の設置状況と管理方法を検査する。試験装置のうち、⑦又は⑧を保有していない場合は、備考に借用先又は試験先を明記する。(記載例：⑦は〇〇から借用する。)

なお、借用先又は試験先は品質管理検査を行った時点のデータを記入するが、近々変更の予定がある場合は、その旨を()で記載する。

③ 5. 認定・推奨銘板等の保管・管理

i) 定期検査又は工場移転の場合

認定・推奨銘板の管理体制を出荷実績から確認する。認定・推奨銘板の出荷実績がない場合は、認定・推奨銘板の管理体制が確立しているかどうかを確認する。確認の結果、問題がなければ合格とし、備考欄に管理体制についてのコメントを記載する。

ii) 新規参入の場合

(2) 及び (3) は、該当項目でないため合否欄を「/」とする。なお、認定・推奨銘板の管理体制が確立しているかどうかの確認を行い、指摘があれば改善を依頼する。

④ 11. 出荷品の管理

i) 定期検査又は工場移転の場合

認定・推奨のキュービクルの管理体制を出荷実績から確認する。出荷実績がない場合は、供試品の試験成績書及び機器・材料一覧表の保管状況を確認すると共に、機器・材料の管理体制を確認する。確認の結果、問題がなければ合格とし、備考欄に管理体制についてのコメントを記載する。

ii) 新規参入の場合

(1) 及び (2) は、該当項目でないため合否欄を「/」とする。なお、管理体制が確立されているかどうかの確認を行い、指摘があれば改善を依頼する。

5. 認定・推奨の支部審査の手続きについて

[認定規約第3条・推奨規約第3条]

(1) 認定・推奨の審査申込みは次のとおりとする。

(a) 申込書類

認定規約細則 付録に示す書類一式を3通作成する。

支部および本部との協議の上、電子データによる提出を選択可能とする。

- (b) 自主検査
認定書類審査チェックリスト（別添1）に基づき（a）の申込書類の自主検査を行う。
 - (c) 支部への送付
（a）の申込書類及び（b）による記入済みの認定書類審査チェックリスト（別添1）を支部へ送付する。
北海道・沖縄地区の製造者は、（a）の申込書類は2通とし、本部へ送付する。
- (2) 認定・推奨の審査は次のとおりとする。
- (a) 書類審査
書類審査を行う。
 - (b) 現場審査
現場審査を行う。ただし、認定規約細則第5条・推奨規約細則第5条の条件に適合する場合は、その一部または全部を省略することができる。
- (3) 支部は、認定・推奨関係の最終審査依頼機種の有無に関わらず、認定・推奨委員会最終審査依頼機種一覧表（様式01, 02）を原則奇数月の15日頃までに、本部へ電子メール、または、FAXで送信する。
- (4) 支部は、認定・推奨規約第7条による審査の結果、認定基準に適合しているものについては申込書類（正本の書類一式、副本の審査申込書及び接続図）と（5）に示す書類を、推奨基準に適合しているものについては申込書類（正本の書類一式、副本の審査申込書及び接続図）と（6）に示す書類を添付し、毎奇数月の月末（休日の場合はその前日）までに本部に送付して、認定関係の最終審査を依頼する。
- (5) 認定の申込書類に添付する書類は以下の通りとする。
- (a) 形式認定は、様式03、認定書類審査チェックリスト（別添1）、認定現場審査チェックリスト（別添2）及び認定試験成績表（別添3）を各1部。
 - (b) 個別認定は、様式03、別添1、別添2及び別添3を各1部。
 - (c) 一部変更は、様式03、別添1、別添2及び別添3を各1部。
- (6) 推奨の申込書類に添付する書類は以下の通りとする。
- (a) 形式推奨は、様式04、推奨書類審査チェックリスト（別添1）、推奨現場審査チェックリスト（別添2）及び推奨試験成績表（別添3）を各1部。
 - (b) 個別推奨は、様式04、別添1、別添2及び別添3を各1部。
 - (c) 一部変更は、様式04、別添1、別添2及び別添3を各1部。

6. 認定・推奨の本部審査の手続きについて

[認定規約第3条・推奨規約第3条]

- (1) 認定・推奨委員会は、毎偶数月の下旬に開催（予定）する。
よって認定・推奨審査会は、毎偶数月の中旬頃の開催（予定）となる。
- (2) 本部は、認定・推奨書類の中で修正等があるものについて、支部に認定・推奨審査会の開催までに修正（現場審査の改修を含む。）するように依頼し、修正等が完了したものを、認定・推奨委員会に諮るものとする。
- (3) 本部は、(2)の最終審査の結果に基づき、次の手続きを行う。
 - (a) 承認の場合
形式認定・推奨にあつては様式4の認定書・推奨書、個別認定・推奨にあつては様式5の適合通知書と個別認定・推奨銘板を、形式認定・推奨一部変更にあつては様式6の一部変更適合通知書を支部経由で製造者へ送付する。
 - (b) 否認の場合
形式認定・推奨にあつては様式17の形式認定・推奨審査結果、個別認定・推奨にあつては様式18の個別認定・推奨審査結果、一部変更にあつては様式19の一部変更審査結果により支部経由で製造者に送付する。

7. 認定・推奨の再審査の手続き等について

[認定規約第7条・推奨規約第7条]

[認定規約細則第4条・推奨規約細則第4条]

本部及び支部は、認定・推奨委員会の結果を送付した後、製造者から以下の様式に基づく再審査の申込みがない場合〔（形式認定・形式推奨）審査結果通知書（様式9）にあつては発行の日から1か月が経過した時点、（個別認定・個別推奨）審査結果通知書（様式10）及び（形式認定・形式推奨）一部変更審査結果通知書（様式11）にあつては発行の日から2週間が経過した時点〕には、申込書類を製造者に返却する。

- (1) 様式13 キュービクル式（非常電源専用受電設備形式認定・高圧受電設備形式推奨）
再審査申込書
- (2) 様式14 キュービクル式（非常電源専用受電設備個別認定・高圧受電設備個別推奨）
再審査申込書
- (3) 様式15 キュービクル式（非常電源専用受電設備形式認定・高圧受電設備形式推奨一部変更再審査申込書

8. 認定・推奨の年月日について

- (1) 新規機種の認定・推奨年月日は、認定・推奨委員会の開催日とする。
- (2) 更新機種の認定・推奨年月日は、前回の認定・推奨年月日に5年を加えた年月日とする。

9. 認定・推奨の更新手続きについて

[認定規約第13条・推奨規約第15条]

[認定規約細則第8条・推奨規約細則第8条]

- (1) 有効製造期間中のキュービクルの更新申込可能期間の扱いは、次のとおりとする。
 - (a) 前提条件
 - ①製造者から支部が書類を受領した日を更新申込受付日とする。
 - ②偶数月に認定委員会を開催（予定）する。
 - ③有効製造期間満了の月までに委員会審査をすべて完了しない場合は、失効する。
 - ④委員会審査とは、認定審査会・委員会又は、推奨審査会・委員会での審査をいう。
 - (b) 更新手続き
 - ①有効製造期間満了前に、委員会審査をすべて完了するように手続きを行う。
ただし、有効製造期間満了日の同月に認定・推奨委員会が行われ、承認された場合は、失効扱いとしない。
 - ②更新の申込み手続きは、有効製造期間満了の7か月前から行うことができる。
(例) 2012年年10月20日が形式認定・推奨の有効製造期間満了の場合、認定委員会・推奨委員会の審査は10月末までに完了し、更新の申込みは7か月前の3月から行うことができる。
- (2) 更新時の審査は次のとおりとする。
 - (a) 書類審査
書類審査を行う。
 - (b) 現場審査
現場審査を行う。ただし、(c)の条件に適合する場合は、省略することができる。
 - (c) 現場審査の省略
形式認定・推奨の前回申込みのものと今回更新するものとを対比し、次のすべての事項を満足する場合は、現場審査を省略することができる。
 - ①外箱の外形寸法が、同一である場合（寸法を大きくする場合も含む。）
 - ②最大設備容量が、同一である場合
 - ③外箱の構造が、同一である場合
 - ④収納機器、材料、機器の配置、配線状態が同一である場合

10. 形式認定・推奨の一部変更の手続きについて

[認定規約第 17 条・推奨規約第 10 条]

[認定規約細則第 6, 7 条・推奨規約細則第 6, 7 条]

(1) 形式認定・推奨の一部変更の扱いは、次のとおりとする。

製造者が、形式認定・推奨を受けたキュービクルの構造や主要機器・材料を変更して製造することは認められないが、製造者が一部変更の手続きを行い委員会審査で承認された場合には、形式認定・推奨の認可を継承することができる。

なお、キュービクルの機能に影響を及ぼさない軽微な変更や、製品の刷新による変更等は、製造者の責任において変更することも可とするが、変更した機器・材料については、形式認定・推奨の更新時に主要機器・材料一覧表に出荷品として情報提供すること。

(a) 一部変更の申込みが必要となる変更

JIS C 4620 及び認定・推奨基準に準拠していること、形式認定・推奨を受けたキュービクルの区分や外箱の外形寸法の変更が伴わないことを前提に、書類審査・現場審査により機能維持が確認できた場合には、以下の一部変更を可とする。

- ① 外箱の鋼板種類の変更
- ② 扉の施錠装置の変更
- ③ 扉の固定に用いる金具（ドアストッパ）の変更
- ④ 検針窓及び計器窓の固定方法
- ⑤ 屋根構造の変更
- ⑥ 換気フードの形状の変更
- ⑦ 自然換気口及び機械換気装置の変更

※⑦は現場審査の省略が証明できる場合は書類審査のみとすることができる。

- ⑧ 認定基準に適合するガラリ、窓枠に刷新する変更

※⑧は現場審査を省略することを可とする。

(b) 製造者の責任において一部変更して出荷することを可とする変更例

- ① 出荷時に現場状況に合わせて外箱の外形寸法を調整する変更(外形寸法が小さくなくてはならない)
- ② 最大設備容量の区分を超えない範囲での変圧器の組合せの変更
- ③ 配線用遮断器の取付位置の変更
- ④ 消防庁告示 7 号、JIS 等の規格の要求事項を満たす機器・材料の刷新等の変更
- ⑤ 高圧進相コンデンサと同様な力率改善等の効果がある低圧進相コンデンサへの変更
- ⑥ 自動力率調整装置（APFC）を付加する変更
- ⑦ デマンド監視装置・絶縁監視装置を付加する変更

- ⑧ 盤の配置変更（受電盤と配電盤の配置変更等）
 - ⑨ キュービクルの裏面又は側面を取り外し可能な囲い板にする変更（屋内用に限る）
 - ⑩ ハンドルの変更（認定・推奨基準に適合するものに限る）
- (2) 審査申込は5. 認定・推奨の支部審査の手続きについてに準じて行う。
- なお、同一の製造者が、同時に複数の形式認定・推奨の一部変更申込を行い、変更内容が同一である場合には、申込機種の一つを代表機種として、その他の機種の書類提出を省略することができる。その場合、代表機種の申込書類には、同一の一部変更申込を行う機種を明示する。
- (3) 留意事項は次のとおりとする。
- ①一部変更を審査する前提条件として以下に適合していること。
 - ・消防庁告示第7号の要求事項を満たしていること。
 - ・JIS C 4620 準拠を基本に引用規格と属性があること。
 - ・JIS C 4620 の引用規格と属性がない場合は同等な他の規定・規格に準拠していること。
 - ②一部変更しても機能維持もしくは向上することが客観的な資料又は現場審査により判断できるものであること。
- (4) 一部変更の申込みの結果通知は次のとおりとする。
- ①委員会審査の結果、承認された場合は、本部は、申込書類1通に承認印（推奨・認定委員会の開催年月日）を押印して支部へ送付する。
 - ②支部は、本部より送付された申込書類を製造者に送付する。
 - ③製造者は、一部変更で承認されたものや、製造者の責任によって変更したものを、主要機器・材料一覧表の出荷品の項目に記入し、形式更新申込時に提出できるようにする。
- なお、出荷品の一覧に記載する、一部変更の申込みで承認されたものは、更新時は審査対象から除外する。

11. 個別認定・推奨の申込みにおける留意事項について

- (1) 個別認定・推奨の審査申込書（様式2）
- (a) 「1. 需要家名」欄は、キュービクルを設置する建築物の名称（仮称可）とする。
- 「需要家名」欄が「～工事」（又は「～殿」）となっている場合は、「～工事」（又は「～殿」）の部分を削除する。
- なお、個人名や「（仮称）」の記載がない「～事業」は不可とする。

- (b) 「7. 機械換気装置」欄は、設備容量が 500kVA 以下の場合、機械換気装置が付いていても「無」の区分とする。(機械換気装置がオプション扱いとなる。)
- (c) 「8. 設備容量」欄は、高圧引出しのある場合には、その右欄に「(高圧引出し〇〇kVA)」を記入する。
- (2) 個別認定・推奨の審査申込理由書(様式 2(別紙))
 - (a) 個別申込理由が複数の場合は、該当する番号すべてに〇を付ける。
- (3) 申込図面(接続図)には、キュービクルの電源側に関する事項であっても、審査上必要な事項の記入をする。
 - (a) 地中配電線路により、キュービクルへの引込みを行い避雷器を省略する場合は、その旨記載する。
 - (b) 電源側に GR 付 PAS, GR 付 UGS 等が施設してあり、キュービクル内の GR を省略する場合は、その旨記載する。
- (4) 設備不平衡率が 30%を超える場合や、電力需給用計量器を側面に取り付ける場合等、一般送配電事業者と個別に協議した事項の協議メモを添付する。

12. 現場審査の省略の申請について

[認定規約第 7 条・推奨規約第 7 条]

[認定規約細則第 5 条・推奨規約細則第 5 条]

現場審査の省略の適用を申請する場合の「省略理由書」は、(例)－3 から(例)－8 に示す。

(例)－3－1 現場審査省略理由書

(認定規約細則第 5 条(1)・推奨規約細則第 5 条(1)によるもの)

(例)－3－2 現場審査省略理由書

(認定規約細則第 5 条(2)の(条件 1)によるもの)

(例)－3－3 現場審査省略理由書

(認定規約細則第 5 条(2)の(条件 2)によるもの)

(例)－4 温度試験省略理由書

(例)－5 雷インパルス耐電圧試験省略理由書

(例)－6 防水試験省略理由書

(例)－7 防雨形試験省略理由書

(例)－8 防噴流形試験省略理由書

※推奨規約細則第 5 条(2)及び(3)により、現場審査省略理由書を作成する場合は(例)－3－2 及び(例)－3－3 を参考に作成すること。

(例) - 3 - 1

年 月 日
〇〇電気株式会社

現場審査省略理由書

当該申込み機種につきましては、同時申込み機種のため、下記理由により（認定規約細則第5条（1）・推奨規約細則第5条（1））に定める現場審査の省略をお願いいたします。

記

[理由]

1. 主遮断装置による区分及び換気装置による区分が同一で、設置場所による区分のみが異なる屋内用のもの。
2. 主遮断装置による区分及び換気装置による区分が同一で、最大設備容量による区分が異なる換気性能の良いもの。

[申込状況]

申込機種	申込日	設置場所による区分	主遮断装置による区分	機械換気装置	最大設備容量(kVA)
現場審査実施機種	. .	用	形		
現場審査省略機種		用	形		
		用	形		
		用	形		
		用	形		
		用	形		

以上

(例) - 3 - 2

年 月 日
〇〇電気株式会社

現場審査省略理由書

当該申込み機種につきましては、下記により、認定規約細則第5条(2)の(条件1)に定める現場審査の省略をお願いいたします。

記

1. 過去5年間に於いて形式認定又は個別認定の機種を5件以上出荷している。
(別紙参照のこと。)
2. 当該申込み機種と出荷した機種は、認定規約細則第1条(第1条(5)を除く)に規定する区分と同一のものである。
(別紙参照のこと。)
3. 認定規約細則第5条(3)の(イ)から(ハ)を満足している。
(温度上昇試験, 雷インパルス耐電圧試験, 防水試験の省略理由書を参照のこと。)
4. 品質管理の国際規格ISO9001の認証又は、(一社)日本配電制御システム工業会の優良工場認定を取得している。
(登録証の写しを参照のこと)

以上

【別紙】

◆当該申込み機種

認定No.	出荷年 月日	設置場 所区分	主遮断装 置の区分	換気装置 の区分	最大設備 容量 (kVA)	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)

◆出荷実績【個別認定】○件

認定No.	出荷年 月日	設置場 所区分	主遮断装 置の区分	換気装置 の区分	最大設備 容量 (kVA)	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)

◆出荷実績【形式認定】○件

認定No.	出荷年 月日	設置場 所区分	主遮断装 置の区分	換気装置 の区分	最大設備 容量 (kVA)	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)

(例) - 3 - 3

年 月 日
〇〇電気株式会社

現場審査省略理由書

当該申込み機種につきましては、下記により、認定規約細則第5条(2)の(条件2)に定める現場審査の省略をお願いいたします。

記

1. 当該申込み機種と既に取得した形式・個別認定の機種は、認定規約細則第1条に規定する区分と同一のものである。
(下表参照のこと。)
2. 既に取得した形式・個別認定と認める期間の範囲は、形式認定は、有効製造期間を経過していない機種、個別認定は、5年間以内に取得した機種である。
(下表参照のこと。)
3. 認定規約細則第5条(3)の(イ)から(ハ)を満足している。
(温度上昇試験, 雷インパルス耐電圧試験, 防水試験の省略理由書を参照のこと。)

表 既取得機種と当該申込み機種との比較

	既取得機種	当該申込み機種
認定の種類・番号・取得日	個別認定 N〇〇〇〇号 〇年〇月〇日取得	形式認定
設置場所の区分	屋外用	屋内用
主遮断装置の区分	C B形	C B形
換気装置の区分	有	有
最大設備容量	950kVA	1000kVA 区分 (751~1000kVA)
外形寸法	幅： 奥行： 高さ：	幅： 奥行： 高さ：

以上

(例) -4

年 月 日
〇〇電気株式会社

温度試験省略理由書

当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕との換気性能を確認したところ、下記のとおり換気性能を満足していますので、（認定規約細則第5条（3）（イ）・推奨規約細則第5条（4）（イ））に定める温度試験の省略をお願いいたします。

記

	(共用) 第〇〇号 C B -1000外有	当該申込機種 C B -1150外有
変圧器の総発熱量	18,851,000 [J]	30,022,600 [J]
有効換気口の面積	798,098 [mm ²]	1,314,598 [mm ²]
機械換気装置の台数	2 [台]	5 [台]
有効換気量 [m ³ /min]	28×2=56 [m ³ /min]	28×5=140 [m ³ /min]
α 値	$\alpha = \frac{18,851,000}{798,098}$ $\alpha 1=23.6$	$\alpha = \frac{30,022,600}{1,314,598}$ $\alpha 2=22.8$
β 値	$\beta 1 = \frac{18,851,000}{56}$ $\beta 2=336,625$	$\beta 2 = \frac{30,022,600}{140}$ $\beta 2=214,447$
結果	$\alpha 1=23.6 > \alpha 2=22.8 \quad \beta 1=336,625 > \beta 2=214,447$	

上記より、α 値、β 値共に比較対象機種は、当該申込み機種より大きいため換気性能を満足しています。

以 上

(注) 「付録4 換気性能確認方法」に基づく換気性能計算書を添付すること。

(例) -5

年 月 日 〇〇電気株式会社
雷インパルス耐電圧試験省略理由書
当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（3）（ロ）・推奨規約細則第5条（4）（ロ））に定める雷インパルス耐電圧試験の省略をお願いいたします。
(1) 主遮断装置による区分 (2) 配線状態
以 上

(例) -6

年 月 日 〇〇電気株式会社
防水試験省略理由書
当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（3）（ハ）・推奨規約細則第5条（4）（ハ））に定める防水試験の省略をお願いいたします。
(1) 換気装置による区分 (2) 屋根構造及び箱体構造
以 上

(例) -7

年 月 日 〇〇電気株式会社
防雨形試験省略理由書
当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（3）（ハ）・推奨規約細則第5条（4）（ハ）に定める防雨形試験の省略をお願いいたします。
(1) 換気装置による区分 (2) 屋根構造（庇の構造を除く。）及び箱体構造（側面扉を除く。）
なお、防噴流形試験は下記理由により実施いたします。
(1) 庇の換気口構造が異なるため (2) 側面扉があるため (3) その他
以 上

(例) -8

年 月 日 〇〇電気株式会社
防噴流形試験省略理由書
当該申込み機種につきましては、既取得（形式・個別）（認定・推奨）機種〔（共用）第〇〇号〕と下記の（1）及び（2）が同一のため、（認定規約細則第5条（3）（ハ）・推奨規約細則第5条（4）（ハ）に定める防噴流形試験の省略をお願いいたします。
(1) 換気装置による区分 (2) 屋根構造（天井フードを除く。）及び箱体構造
なお、防雨形試験は下記理由により実施いたします。
(1) 天井フードがあるため
以 上

14. 銘板（認定・推奨）の交付等について

〔認定規約第 11 条・推奨規約第 13 条〕

- (1) 本部は原則として、毎月第 1、第 3 及び第 5 木曜日までに、支部から提出された形式認定・推奨の銘板交付依頼書（様式 7）に基づいて銘板を製作する。
- (2) (1) の申込みのあった銘板は、原則として翌週の木曜日に本部から支部へ発送し、交付依頼のあった製造者に支部から送付する。
- (3) 製造者に分社・継承等が行われ、銘板（認定・推奨）の在庫を保有している場合は、支部と本部で協議し、対応を決める。

15. 長期間保管している銘板（認定・推奨）の取り扱いについて

- (1) 製造者は、何らかの理由により長期間保管している銘板（認定・推奨）について、保管状況を毎年 3 月末に確認し、その状況を（認定・推奨）銘板管理報告書（(例)－9）により支部に報告する。
※報告する銘板の対象は、刻印されている交付年が報告時の年月より 3 年以上前のものとする（2021 年 3 月末の報告では、交付年が 2018 年以前のもの）。
- (2) 支部は、製造者より（認定・推奨）銘板管理報告書（(例)－9）の提出を受けたとき、速やかに本部へ送付する。
- (3) 製造者に分社・継承等が行われ、銘板（認定・推奨）を長期間保管している場合は、製造者と支部、本部で協議し、対応を決める。

(例) -9

(認定・推奨) 銘板管理報告書

年 月 日

一般社団法人 日本電気協会 御中

会社名

所在地

銘板管理責任者

印

保有している (認定・推奨) 銘板の在庫状況について、下記の通り報告します。

記

(認定・推奨) 番号	銘板交付番号
	～
	～
	～
	～

(備考)

以上

17. 出荷報告書について

[認定規約第16条・推奨規約第19条]

(1) 様式8（別紙）の留意事項

(a) 「（認定・推奨）取得機種の換気装置による区分」が「有」のキュービクルを出荷する場合は、必ず機械換気装置を設置すること。

(b) 「（認定・推奨）取得機種の換気装置による区分」が「無」のキュービクルにおいて、機械換気装置をオプションで設置し出荷した場合は、「機械換気装置」欄に「有」と記入する。

（注）上記(b)の場合は、機械換気装置が既取得機種と同一構造であること。

(c) 「需要家名」欄は、原則として建築物の名称（仮称可）とする。

「需要家名」欄が「～工事」（又は「～殿」）となっている場合は、「～工事」（又は「～殿」）の部分を削除する。

なお、個人名や「（仮称）」の記載がない「～事業」は不可とする。

(2) 出荷報告書の提出方法

PDF形式の「様式8」（社印付）及び「様式8(別紙)」, Excel形式の「様式8(別紙)」を電子メールにて支部へ送付する。

支部は、製造者より提出を受けたとき、内容を確認し本部に送付する。

19. 手数料について

[認定規約第18条・推奨規約第16条]

[認定関係手数料規程・推奨関係手数料規程]

(1) 製造者が支払う手数料は、下記の通り取り扱う。

(a) 形式（認定・推奨）審査、個別（認定・推奨）審査、一部変更審査、形式（認定・推奨）再審査及び個別（認定・推奨）再審査、品質管理検査について、製造者は手数料を支払う。

①手数料の納付は、原則として審査申込書の提出時に行う。

②審査員の旅費等については、日本電気協会旅費規程に基づく実費を納入するものとする。

③2名以上で審査を実施する場合、製造者への旅費・交通費の請求は1名分とする。ただし、製造者側の都合（製造者側の納期の関係で現場審査を早く終わらせる必要がある場合等）により審査員が2名以上で対応しなければならない場合は、旅費・交通費の請求をその人数分とする。

④現在有効な形式（認定・推奨）機種を取得している場合、個別（認定・推奨）審査手数料は、受電設備容量等の区分が同一でなくても「形式・推奨認定を取得してい

る製造者の場合」の手数料を適用する。

(b) 製造者が (1) (a) の申込み後にキャンセルした場合の手数料については以下の通りとする。

- ① 審査員による書類審査時に製造者がキャンセルした場合、製造者は、基本手数料を支払うこと。
- ② 審査員による現場審査時に製造者がキャンセルした場合、製造者は、基本手数料、現場審査手数料、旅費等を支払うこと。
- ③ ①の審査員による書類審査が行われる前に製造者がキャンセルした場合、手数料は、支払う必要はない。

22. 本社・製造工場の移転及び住居表示変更、社名の変更等の手続きについて

(1) 本社の移転

製造者は、本社を移転した場合、速やかに本社移転届2通を担当する支部に提出する。支部は、移転届2通のうち1通を本部に送付する。

なお、本社移転届には、次の事項を記入すること。

- (a) 移転前後の本社の所在地
- (b) 移転前後の代表者及び連絡担当者
- (c) 移転年月日
- (d) 移転理由

(2) 製造工場の移転

(a) 製造者は、製造工場を移転した場合、速やかに製造工場移転届2通を、移転前を担当する支部へ提出する。支部は、移転届2通のうち1通を本部に送付する。

工場移転により、担当する支部が変更となった場合、本部は、変更後の支部へ移転届の内容を送付する。

なお、製造工場移転届には、次の事項を記入して必要書類を添付すること。

- ① 移転前後の会社・工場の所在地
- ② 移転前後の代表者及び連絡担当者
- ③ 移転年月日
- ④ 移転理由
- ⑤ 移転先工場に移転する形式（認定・推奨）取得機種（認定・推奨）番号及び廃止する（認定・推奨）番号
- ⑥ 旧地区で発行した銘板の処分
〔（認定・推奨）番号と銘板番号及び処分について記載する。旧地区で発行した銘板は地区別記号が異なるため、新地区では使用不可。〕
- ⑦ 移転先の品質管理要綱

(b) 移転先の支部は、製造工場移転後速やかに品質管理検査を行い、移転後の品質管理要綱を確認する。

(3) 製造工場及び本社の住居表示変更

製造者は、製造工場又は本社の住居表示に変更があった場合、速やかに（製造工場・本社）の住居表示変更届2通を担当する支部に提出する。支部は、移転届2通のうち1通を本部に送付する。

なお、（製造工場・本社）の住居表示変更届には、次の事項を記入すること。（「製造工場・本社」の箇所は、該当する方を○で囲む。）

- (a) 住居表示変更前後の製造工場又は本社の所在地
- (b) 住居表示変更前後の代表者及び連絡担当者
- (c) 変更年月日
- (d) 変更理由

(4) 社名の変更

製造者は、社名に変更があった場合、速やかに社名の変更届2通を担当する支部に提出する。支部は、変更届けの2通のうち1通を本部に送付する。

なお、社名の変更届には、次の事項を記入し必要書類を添付すること。

- (a) 新旧の社名（工場名）
- (b) 新旧の工場の所在地
- (c) 変更年月日
- (d) 変更理由
- (e) 変更後の品質管理要綱
- (f) 変更前後の銘板（告示7号・JIS）の図面

（注）分社・継承等に伴う社名変更の場合、製造者は支部と協議すること。

(5) 代表者及び連絡担当者の交代

製造者は、代表者又は連絡担当者に交代があった場合、速やかに（代表者・連絡担当者）交代届2通を担当する支部に提出する。支部は、交代届2通のうち1通を本部に送付する。

なお、（代表者・連絡担当者）交代届には、次の事項を記入し必要書類を添付すること。（「代表者・連絡担当者」の箇所は、該当する方を○で囲む。）

- (a) 新旧の代表者又は連絡担当者
- (b) 交代年月日
- (c) 交代理由
- (d) 変更後の品質管理要綱

(6) 届出様式例

製造工場の移転届等は、(例)－11から(例)－15に示す。

(例)－11 本社移転届

- (例)－12 製造工場移転届
- (例)－13 (製造工場・本社) の住居変更届
- (例)－14 社名の変更届
- (例)－15 (代表者・連絡担当者)交代届

(例) - 11

本社移転届

年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名

所在地

(工場名)

電話番号

代表者

印

下記の通り、本社を移転いたしましたので届けます。

記

	変更前	変更後
所在地		
代表者名		
連絡担当者		
移転年月日		
移転理由		

(備考)

以上

(例) - 12

製造工場移転届

年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者

印

下記の通り、製造工場を移転いたしましたので届けます。

記

	移 転 前	移 転 後
所 在 地		
代 表 者 名		
連 絡 担 当 者		
移 転 年 月 日		
移 転 理 由		
移転先工場に移転する 形式取得番号		
移転に伴って廃止する 形式取得番号		
旧地区で交付された 銘板の処分		
移転先の品質管理要綱		

(添付書類)

以 上

(例) - 13

(製造工場・本社) の住居表示変更届

年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り、(製造工場・本社) の住居表示が変更いたしましたので届けます。

記

	変更前	変更後
所在地		
代表者名		
連絡担当者		
変更年月日		
変更理由		

(備考)

以上

(例) - 14

社名の変更届

年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り、社名を変更いたしましたので届けます。

記

	変 更 前	変 更 後
社 名 (工 場 名)		
所 在 地		
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		
変更後の品質管理要綱		

(添付書類)

以 上

(例) - 15

(代表者・連絡担当者) 交代届

年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名
所在地
(工場名)
電話番号
代表者 印

下記の通り、(代表者・連絡担当者) を変更いたしましたので届けます。

記

	変 更 前	変 更 後
代表者・連絡担当者		
交 代 年 月 日		
交 代 理 由		
変更後の品質管理要綱		

(添付書類)

以 上

23. 社名の変更に伴う（認定書・推奨書）の再交付手続きについて

社名の変更により、製造者から（認定書・推奨書）の再交付依頼があった場合、以下により（認定書・推奨書）の再交付を行う。

(1) 再交付する（認定書・推奨書）は、様式4の更新日等の下部に「〇〇年〇〇月〇〇日再交付」を付記した様式とする。

(2) 再交付する（認定書・推奨書）は、旧（認定書・推奨書）と交換する。

なお、（認定書・推奨書）再交付依頼書（(例)－16）には、次の事項を記入すること。

(a) 新旧の社名（工場名）

(b) 変更年月日

(c) 形式（認定・推奨）有効機種の（認定・推奨）番号

(例) - 16

(認定書・推奨書) 再交付依頼書

年 月 日

一般社団法人 日本電気協会会長 殿

会社名

所在地

(工場名)

電話番号

代表者

印

下記の通り、社名を変更いたしましたので、(認定書・推奨書)の再交付をお願いします。

記

	変更前	変更後
社名 (工場名)		
変更年月日		
形式(認定・推奨) 有効機種番号		

以上

24. (認定・推奨) 取得製造者の分社・継承等に伴う手続きについて

[認定規約第23条・推奨規約第24条]

支部は、(認定・推奨) 取得製造者に分社・継承等が行われた場合の手続きについて、事前に本部と協議すること。